

郡山市 地域づくりワークショップ

~身近な課題を解決!地域の声で国の制度を変えられるか?~

平成30年6月29日 内閣府地方分権改革推進室 参事官補佐 舘澤 清城

本日のポイント

- 1 地方分権改革は、地域に即した住民サービスの向上と行財政の効率化を進めることが目的
- 2 「提案募集方式」は、
 - ①自治体が地域が実際に直面する課題を発見し、
 - ②その課題がどの法律や制度等によって支障と なっているかをつきとめ、
 - ③内閣府に法律・制度改善の提案を提出し、
 - ④内閣府が自治体に代わって各省庁と折衝すること、 によって、地方創生を実現する
- →地方が主導して国の法律・制度を変える

1. 地方分権改革の考え方と事例

「地方分権改革」の概要

改革の趣旨

- ・住民に身近な行政は、
- ・住民に近い地方自治体が、
 - ・自主的かつ総合的に担い、

地域の諸課題に取り組むことができるようにする改革

改革の手法

地域の実情に応じ、地方が自らの判断・裁量で、独自のルールや基準を決められるようにする必要

国(各府省)の制度等を見直し、国の関与・規制を必要な範囲に絞るとともに、地方の条例制定権を拡大

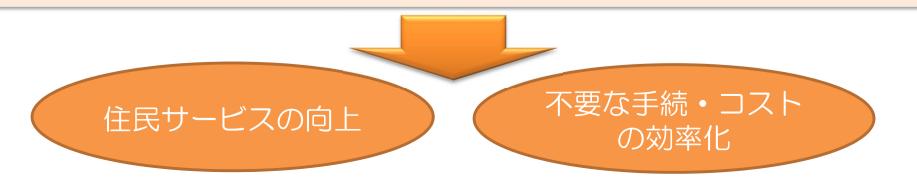
「地方分権改革」によって地域課題を解決

現場の声や日常の業務を通じ、各自治体が、国が行う事務・権限や、全国一律に定める基準等について、

- ①地域の実情に合わなくなった (例:過疎化)
- ②新たな取組を行う上での支障となっている (例:企業誘致) などの地域課題を見つけ出し、



地方の声で国の制度が変わる「提案募集方式」(H26~)を活用し、各自治体から制度改正等に関する提案を行い、これが実現されることで地域課題の解決が可能となる。



提案募集方式の流れ

【提案募集の対象】

- ①地方公共団体への事務・権限の移譲
- ②地方に対する規制緩和(義務付け・枠付け 及び必置規制の見直し)





住民サービスの

向上等が可能に

地方公共団体からの派遣職員が地方との連絡・調整の窓口となり、親切・丁寧な対応を心がけています。

②検討要請

304

7再回答

















ではこうしましょう

人づくり・医療・福祉 -地域の実情に応じたサービスの提供-

提案主体:横浜市

現

在

○学校給食費が、コンビニ納付が可能な 歳入に該当するか不明確

私人に徴収又は収納の事務を委任可能な歳入

- 1. 使用料、2. 手数料、3. 賃貸料、4. 物品売払代金、
- 5. 寄附金、6. 貸付金の元利償還金 地方自治法施行令(昭22政令16) 158条より

支障

- ○保護者は口座振替が不能になった場合、 金融機関窓口に行かなくてはならず不便
- 〇未納金の徴収・督促を担っている教職員の負担大

コンビニ納付の実施を求める 声が多数寄せられていた。



見 直

提 案 実 現

後

○学校給食費が『物品売払代金』に 該当することを明確化

コンビニ納付の 実施!



効果

- ・住民の利便性が向上
- 学校給食費の未納金削減
- ・ 教職員の負担軽減





- ◎安定した学校給食の運営が図られる
- ◎教育の充実につながる

<事例2>病児保育施設の充実により、働きながら子育てができる安心感と利便性が向上

~病児保育における看護師等の常駐要件の明確化~

鳥取県、東近江市

提案によって実現した制度改正等

- 〇 国の補助を受けて病児保育を行う場合、児童概ね10人につき、看護師等1名以上を配置する必要があるが、 常時配置すべきかが不明確であった。
- 〇 平成27年に提案が行われ、「看護師等が緊急時に駆けつけられれば、常駐の必要がないこと」が明確化 された。

制度改正等を活かした自治体の取組と成果

- 〇 平成27年12月、鳥取市に、医療機関併設型の「病児保育室とくよし」が開設。鳥取県東部地域3市町が病児の相互受入れなどの広域連携協定を締結し、「病児保育室とくよし」が地域の病児保育拠点の一つとして機能。
- 〇 平成28年度に鳥取県東部地域で病児保育を利用した児童数は、前年から大きく増加し、3,818人(延べ人数。 以下同じ)となっている。そのうち、「病児保育室とくよし」の利用者は、1,185人と全体の3分の1を占めている。
- 〇 利用者からは、共働きで急に仕事が休めない時に「<u>安心して子どもを預けられるので仕事に集中できる」</u>という 評価が寄せられている。

平成25年度

「病児保育室とくよし」の運営体制



※病児保育室とくよしは平成27年12月開業 (延べ人数) 3.818人 (人) 4,000 ■病児保育室とくよしにおける利用児童数 33% 3,500 1.185 3.000 2.196人 2,500 1.822人 1.857人 267 2,000 1.500 2,633 1,000 1,882 1,929 1.857 500

平成27年度

平成28年度

平成26年度

鳥取県東部地域における病児保育施設の利用状況

<事例3>保育の担い手の拡大により、人員不足を解消し、保育士の勤務環境を改善

~保育の時間帯に応じた保育士の配置要件の緩和~

瑞穂市(岐阜県)

提案によって実現した制度改正等

- 〇 慢性的な保育士不足が発生する中、保育士の配置基準により、保育所には常時二人以上を配置する必要があった。
- 平成26年に提案が行われ、<u>朝・夕など児童が少数となる時間帯においては、保育士2人のうち1人は子育で</u> 支援員研修(保育に関する必要な知識を習得するための全国共通の研修)を修了した者等に代替可能となる特 例を設けた。

制度改正等を活かした自治体の取組と成果

- 〇 岐阜県瑞穂市では、<u>平成28年度に市として初めて「子育て支援員研修(地域保育コース)」を実施し、研修受</u> 講者のうち4名が、翌29年度より「子育て支援員」として保育所で就労を開始(平成29年4月時点)。
- 〇 朝・夕の時間帯は送り迎えをする利用者の出入りが激しく、児童の安全確保のため保育従事者の目が行き届いている必要があり、<u>所定の研修で必要な知識や技術を習得した「子育て支援員」の活用により、保育士の人員</u>不足の解消や負担軽減につながっている。
- 保育所関係者からは、「子育て経験がある方が来てくれて助かっている」、「待機児童問題を抱える他自治体 も喜んでいる」という評価が寄せられている。

瑞穂市の人口推移



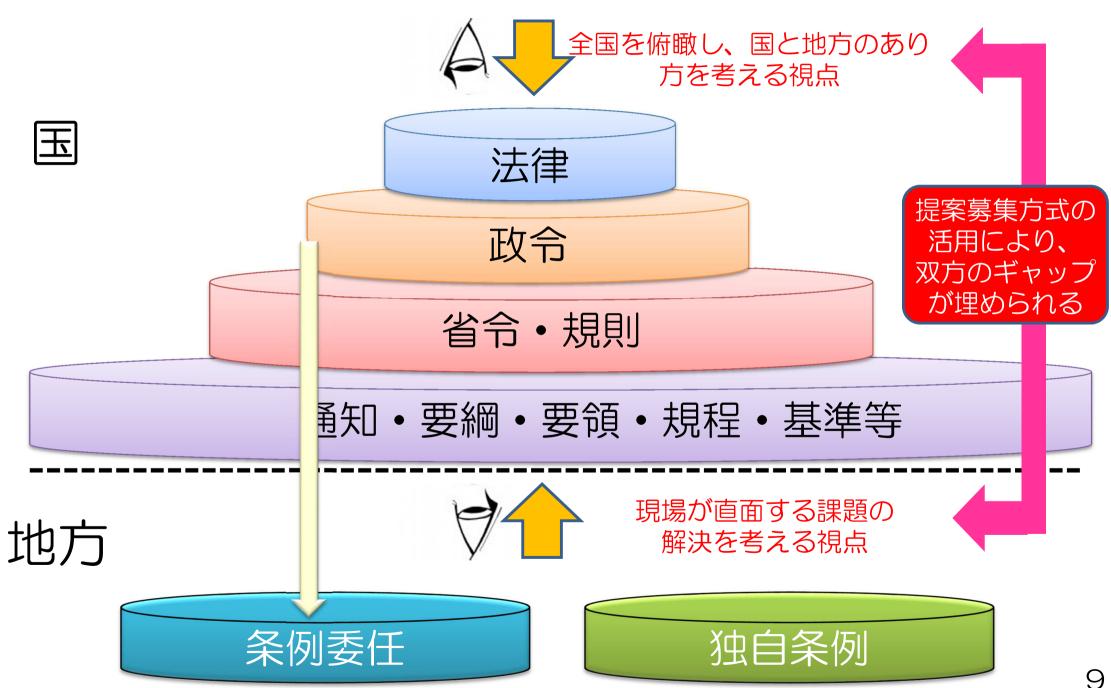


保育士及び子育て支援員による保育の状況



平成29年度 子育て支援員研修案内

国と地方の行政制度の視点の違いを最適化する役割



時代環境の変化と行政制度の関係(イメージ)

戦後復興期

- 物資が不足し、貧しい国民生活の中、 国土・経済の立て直しが最優先課題
- 国土・経済の基盤づくりを国が率先



高度成長期

- 人口増加、経済成長が進展
- 国がグランドデザインを描き、全国的な観点 から一定の基準・手続を定め、各地でインフラ・ 産業が均衡的に発展



経済成熟期 (現在)

- 人口減少、少子高齢化による地域間格差
- 国が行う一律の行政が合わない地域も生 じ、個性ある地域づくり、地方創生が課題に

社会を構成する行政制度 の整備が進んだ時期

教育 • 産業

・インフラ

医療福祉

など

制度が

「地方分権型行政システム」の必要性

「行政制度のリノベーション」が実現

提案募集方式を活用すれば、<u>国の制度に関して、地域の実情と合わなくなった部分を、</u>地域自らのアイデアで変えることが可能。



国の制度の重要な骨組みを活かしつつ、 地域の実情に応じて使いやすいものとする 「行政制度のリノベーション」が実現。

地方からの提案に関する対応状況

(件数)

分類年	提案の趣旨を 踏まえ対応 a	現行規定で 対応可能 b	小計 c=a+b	実現できなかっ たもの d	合計(※) e=c+d	実現・対応 の割合 c/e
H26	263	78	341	194	535	63. 7%
H27	124	42	166	62	228	72. 8%
H28	116	34	150	46	196	76. 5%
H29	157	29	186	21	207	<u>89. 9%</u>

実現・対応 の割合 c/e
63. 7%
72. 8%
76. 5%
<u>89. 9%</u>

※ 合計欄の件数は、予算編成過程での検討を求める提案等を除いた、関係府省と調整を行った件数

地方からの提案は、高い割合で実現に結びついている!

2. 提案募集方式の活用を実際に考えてみよう

提案検討の支援ツール STEPO

内閣府では、各自治体の提案検討等を後押しするため、4つの支援ツールを開発し、各 自治体への配布の他、地方における説明会や研修等を通じて積極的に普及しているところ。

地方分権改革・提案募集方式ハンドブック

提案の検討方法や支障事例の考え方、事前相談や各府省との調整の 過程等、地方が求める実践的なノウハウを幅広く掲載







地方分権改革 • 提案募集方式 取組•成果事例集

提案募集方式により国の制度改正等が実現した提案について、 各自治体における取組と住民サービスの向上等の成果を取りまとめ



提案募集方式データベース

これまでに地方公共団体等から提出された個々の提案を網羅的に 収集・整理し、それぞれの提案状況を簡易検索できるシステムを構築



地方分権改革に

地方分権改革e-ラーニング講座

地方分権改革の経緯・成果や提案募集方式について、いつでも、 誰でも気軽に動画で学ぶことができるe-ラーニング講座を開設 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会の有識者が、 分かりやすく解説





提

可

体

お案

け

る

提

討

等

組

後

押

団

体

案さ

検ら

取大

な

STEP O 提案募集方式データベース

- 〇提案募集方式データベースでは、これまでに地方公共団体等から提出された個々の提案を 網羅的に収集・整理することにより、それぞれの提案状況を簡易検索できるシステムを構築
- 〇この取組により、自治体関係者が提案を検討する際に、速やかな情報検索等の面から支援

過去4年分の提案のデータベース化

【提案募集方式データベースで検索できる情報】

- 1 年度や分野別にこれまでの提案を検索することができます
- 2 1と合わせて、提案団体や所管・関係府省庁、法令別にも検索することができます
- 3 提案毎の調整結果(閣議決定における記載内容)を検索することができます

【3つの活用指針】

17アーカイブ(記録装置):

提案募集方式のこれまでの積み重ね、「歴史」を知る

2ユーティリティ(公益性):

どの立場、誰でも利便に使える

☆ポテンシャル(発展性):

ユーザー自らが発展させる

(ご参考) 提案募集方式データベースの一例

ファイルを開き、下図(例)の通りフィルター機能を活用することにより、提案に関する必要情報を簡単に引き出すことができます

	27 TW Chief TE (b) ORE 27 TW Mill Child Geolegy Control Mexicol Control Contro											
(1)	削) F度 管理	∓度別 理番号 ▼	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村) ・	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
						1	フィルタ	一機能をク	リック			
2	7年 1	189	医療・福祉	中核市	宇都宮市	厚生労働省	A 権限移 譲	障害者の日びを 管生会生的にた第5 第1 第2 第3 第3 第3 第3 第3 第3 第3 第3 第3 第3 第3 第3 第3	業務管理体制 に係る届出の 受理, 勧告・命 令等	指定一般相談支援事業者の業務管理体制に係る届出の受理、勧告・命令等の権限の都道府県(指定都市)から中核市への移譲を求めるもの	【支障事例】 指定一般相談支援事業者の指定に係る権限は、既に中核市に移譲されている。業務管理体制に係る届出の受理等の事務についても、本市で処理することは可能である中、当該権限が県にあることにより、包括的・一体的な管理ができない状況にある。 【必要性】 当該権限が中核市に移譲されることにより、事業者・自治体双方にとって、効率的・効果的な事務遂行が期待できる。	5【厚生労働省】 (4)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) 措定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定一般相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(51条の2から51条の33)に係る事務・権限については、平成27年度に実施された指定都市への移譲の状況を踏まえ、地方公共団体から意見聴取を行った上で、中核市に移譲する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

提案募集方式活用のフロー



地域の課題を把握しよう



STEP2

なぜそうなっているかを調べよう



STEP3

解決方法を考えよう

地方に対する規制緩和、 事務・権限の移譲が必要な場合



STEP4

内閣府への提案を作成しよう



提案不要 対象外・・

たとえば、

- ○他の自治体で同様の 事案を解決出来ていた
- 〇既存の制度で対応可能 だった
- 〇地方創生(人材支援、財 政的支援)で対応
- 〇予算事業の新設、国·地 方の座瑛財源配分の見 直しなど

STEPI 地域の課題を把握しよう

【やること】 現場で実際に困っていること(支障事例)を探す

<自治体の業務から探す>

- →自治体職員に、<u>国の決めたルールや制度が</u> 地域の実態に合わなかったり、手続きが煩雑であったり して困っていることがないか聞いてみる
 - ※次ページ「説得力のある支障事例にみられる主な類型」を参考

<地域に探しに行く>

→住民や企業に、<u>ルールのせいで諦めてしまっていること</u> や、<u>手続きが複雑で大変なこと</u>がないか聞いてみる

(参考) 説得力のある支障事例にみられる主な類型

今日の実情に合わない過度の規制や不合理な規制の廃止・合理化を求める場合

- 1. 国の基準が厳格すぎて、現場でやりたいことができない
- 2. 国の定めによって、不合理な状況となったり、無駄な仕事を行っている

全国一律基準の緩和を求める場合

- 3. 施設や設備等の基準が全国一律で地域の実情に合っていない
- 4. 職員・従事者の配置基準、資格要件が全国一律で地域の実情に合っていない
- 5. 新制度・新技術等に対して、臨機応変な対応ができない
- 6. 地理・人口・産業構造等に応じた地域特性に応じたまちづくりができない

ルールの明確化を求める場合

- 7. 法令の解釈が曖昧
- 8. 通知・要綱レベルの事業実施方法が曖昧

事務の簡素化を求める場合

- 9. 書類・記入様式が多かったり煩雑、その他事務的負担があまりにも大きい
- 10. 国(都道府県)が判断するため、時間がかかり、迅速な対応ができない
- 11. そもそも国との協議が形骸化している

住民サービスの向上を求める場合

- 12. 類似の事務・権限が、県と市町村で別々になっていて困る (市町村に一部権限が移っていないため、 一体的な権限行使ができない)
- 13. 類似の事務やサービスに比べて、手間がかかる、不便である
- 14. 国(都道府県)が地域の実情に精通しておらず、困った事態が生じている

STEP 2 なぜそうなっているかを調べよう

【やること】 STEP1で見つけた支障の原因となっている法 令等を調べる(根拠法令の確認)

- →Webで検索して、根拠を調べてみる (法律、政令、府省令、告示、通知、要綱、手引きなど) 法令はe-Gov法令検索、通知や要綱等は各府省のHPが便利
- →自治体の担当職員に聞いてみる
- ※どの法令のどの条文にどう書かれているか確認すること 例:空き家をシェアハウスに転用したいが、階段寸法の基準のせいで出来ない(H 28提案)
- → 建築基準法施行令 第23条 第1項 階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法は、次の表によらなければならない。

STEP 3 解決方法を考えよう

【やること】 どうすればその課題(支障)を解決できるのか話し合う

- →改正の必要性や効果を整理しながら話し合う
- ※多くの場合、STEP2で原因を明確にした時点で解決方法が見えてくる
- →既存の制度で対応可能ではないか、同一の課題に取り組んで解決した事例がないかWebで調べる、他の自治体職員に聞く。 <u>→解決すれば終了</u>
- →別の制度などで解決できる方法がないか考える (別の入り口から入ってみる) →解決すれば終了
- →解決方法がまとまったら、自治体の担当職員にこの方法で解決出来るか確認する
- ★法律や制度面で地方に対する規制緩和や事務・権限の移譲が必要な場合はSTEP4へ ★予算事業の新設、国・地方の税財源配分の見直しなどにかかわる場合は対象外

STEP 4 提案を作成する

【やること】 内閣府への提案を作成する ※自治体から提出

<事前の準備>

- →提案の対象になるか確認する(単純な補助金案件等は対象外)
- →提案募集方式データベースで過去に同様の提案がないか確認する

<作成•提出>

- →求める措置、支障事例、改正の効果を可能な限り具体化する(次 ページ参照)
- ※煮詰まった場合、目的を達成するために、別の切り口ではないかを 考える
- →自治体職員に聞き、支障事例などの説明ぶり、説得力を補強する
- →様式を完成させ、自治体の担当者から内閣府地方分権改革推進室に 提出する

従来の記載例(ハンドブック)

<全国一律の基準の緩和等について>

- ・施設や設備等の基準が全国一律で地域の実 情に合っていない。
- ・職員・従事者の配置基準、資格要件が全国 一律で地域の実情に合っていない。
- 国の定めによって不合理な状況となったり、 無駄な仕事を行っている。

<国の手続の簡素化について>

- 国が判断するため時間がかかり、迅速な対応ができない。
- そもそも国との協議が形骸化している。

<事務・権限の移譲について>

・類似の事務・権限が、県と市町村で別々に なっている。

具体化のイメージ

- ・施設や設備の基準が全国一律に決まっており、利用者の質や利用人数 に応じた対応ができない。
- ・従業者が取得すべき資格が一律に決まっており、経験・知識のある地域 の人材が活用できない。
- ・届出を受け付ける時期が法律で決まっており、急遽対応すべき案件に対応できない。
- ・申請の処理期間が一律に定められているが、時期・事情によって延長を 認めてほしい。
- ・許可を受けた計画等について、軽微な内容の変更でも再度国の許可が 必要であり、迅速な対応ができない。
- ・国の許可を得るために時間がかかり、先の見通しが立たないことから、連携する民間事業者を確保できない。
- 手続として国との協議を行っているが、国から反対意見等が出されたことがなく、形骸化した手続が負担となっている。
- ・事業者の監督・指導を国が、許可の受付を都道府県がそれぞれ行っており、実態を知る都道府県が一体的に指導を行った方が効率的。
- ・類似の事業の許可権限が都道府県と市区町村で分かれており、事業者 の一体的な管理ができず、事業者から見ても申請先がわかりづらい。

本日のポイント(おさらい)

- 1 地方分権改革は、<u>地域に即した住民サービスの向上と</u> 行財政の効率化を進めることが目的
- 2 「提案募集方式」は、
 - ①自治体が地域が実際に直面する課題を発見し、
 - ②その課題がどの法律や制度等によって支障と なっているかをつきとめ、
 - ③内閣府に法律・制度改善の提案を提出し、
 - ④内閣府が自治体に代わって各省庁と折衝すること、 によって、地方創生を実現する
- →地方が主導して国の法律・制度を変える

「地域による地域のための」地方分権改革

~ 自分たちの住む地域を自分たちで暮らしやすくする~

ご清聴ありがとうございました

